

子ども達が地域の中で共に育っていくために

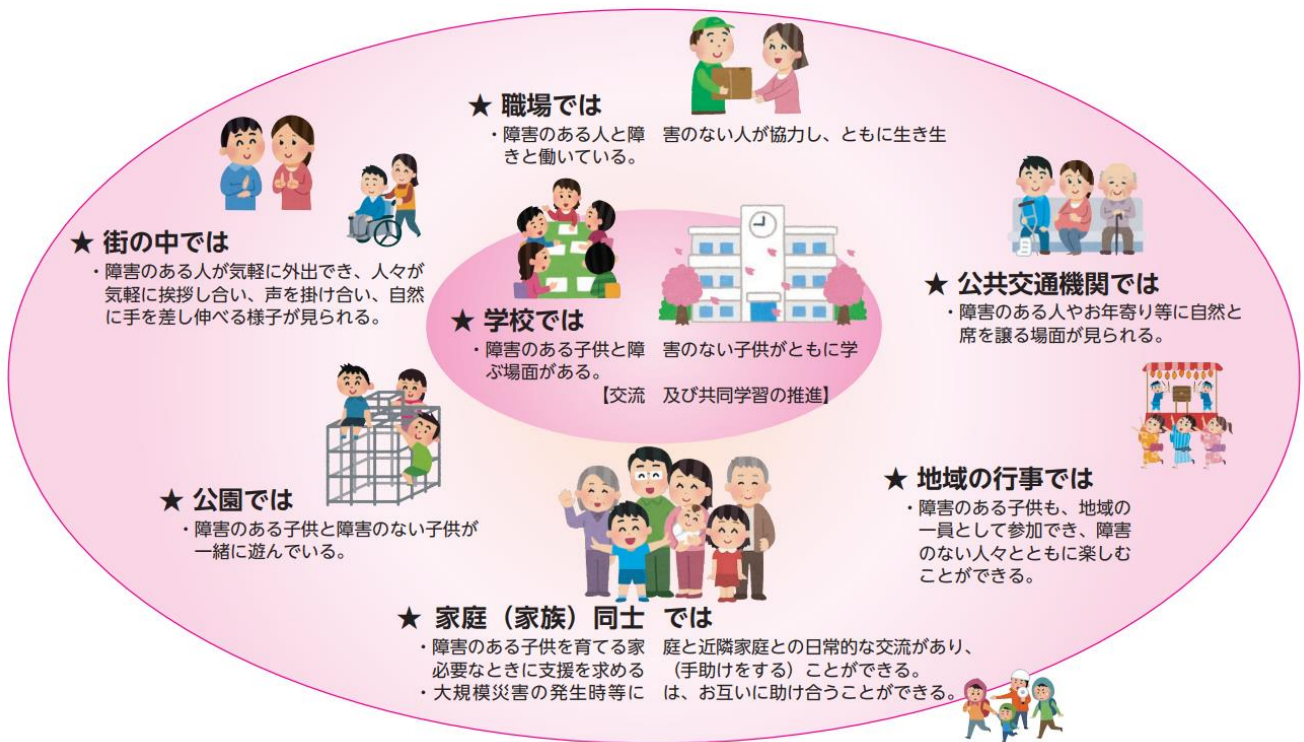
東京都立清瀬特別支援学校 特別支援教育コーディネーター

■副籍制度とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

■副籍制度の目指すもの

副籍制度が目指すのは、共生社会の実現です。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指しています。副籍制度により、居住する地域の中で児童・生徒がお互いを認め合い、尊重する経験を通して、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解が進み「豊かな心の育成」につながっていくことが期待されます。



東京都教育委員会「副籍ガイドブック」より

■副籍制度の対象及び交流する学校

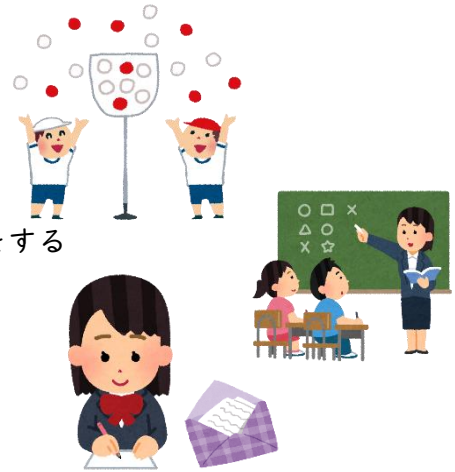
原則として「居住する学区の小・中学校」に副籍を置きます。決定するのは、市の教育委員会です。なお、本校学区の三市はそれぞれの指針があり、地域指定校決定についての対応が異なることを御理解ください。

都立清瀬特別支援学校のことを「在籍校」、副籍を置く学校のことを「地域指定校」といいます。

■副籍交流で行うこと

【直接交流】

- ◆ 原則、通常学級と交流をします。
- ◆ 地域指定校の行事又は授業などに参加します。
 - ・教科学習に参加する ・給食を一緒に食べる
 - ・お楽しみ会など学級活動に参加する ・部活動の見学をする
 - ・運動会などの行事に参加する など
- ◆ 原則として、保護者付き添いのもとで交流に参加します。



【間接交流】

- ◆ 学校、学年便り、行事の案内を受け取ります。
- ◆ 副籍交換シートのやりとりをします。

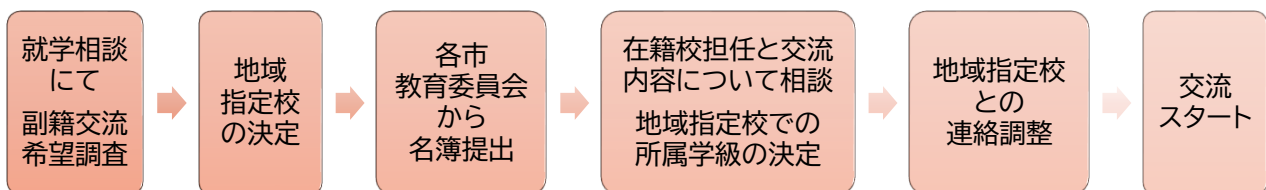


■交流実施に当たって

交流活動の実施に当たっては、児童・生徒の障害の状況や、保護者の住所、氏名、連絡先、交流活動実施の趣旨（経過）、地域指定校名、実施関係者、活動内容、保護者の協力体制について、在籍校と地域指定校及び保護者とで確認をします。

★交流開始前に本校特別支援教育コーディネーターが地域指定校への出前授業「障害理解啓発授業」を行うことができます。お気軽にお問い合わせください。

■副籍申請から実施までの流れ（新入生）



※転入生、在籍校進学者についての流れは上記と異なります。

■交流活動の更なる充実に向けて

在籍校、地域指定校、保護者の協力により、子供同士がふれあうことのできる交流活動を創造することが大切です。

- ◆ 子供一人一人の「心が育つ」交流
- ◆ 無理なく「続けることができる」交流
- ◆ お互いの「顔が見える」交流
- ◆ 将来への「希望がもてる」交流

ご不明な点がございましたら

本校担当特別支援教育コーディネーターまでお問い合わせください。

〈連絡先〉東京都立清瀬特別支援学校

TEL：042-494-0511

副校長：大塚 真紀

特別支援教育コーディネーター：小栗、栗原
加世田